



猫

の

適正飼養 ガイドライン

保健部

青森市保健所

生活衛生課

目 次

1 はじめに.....	P2
2 猫はこんな生き物です.....	P3
3 猫を飼う人の心構え.....	P5
(1) 室内で飼うこと	
(2) 適正な頭数で飼うこと	
(3) 不妊去勢手術をすること	
(4) 飼い主が誰かをわかるようにすること	
(5) 寿命を迎えるまで飼うこと	
4 災害に備えて.....	P11
(1) 災害時の避難に必要なもの	
(2) 災害に備えたしつけ	
5 ノラ猫にエサをあげるのは....愛？.....	P13
6 保健所に勤務する獣医師から.....	P15
7 むすびに.....	P15
【参考】 猫に関する法律について.....	P16

1 はじめに

猫は5千年前に、人が自然から切り離して人間社会に組み込み、人と暮らすように変えた動物です。その主な目的がネズミ退治であったため、野生の狩猟本能を強く残していますが、猫はもう野生動物ではありません。人が責任をもって世話をしなくてはならない動物です。（※）

人生のパートナーとして、また、家族の一員として大切に飼われている方々にとって猫は日々の生活に潤いや安らぎ、喜びを与えてくれる動物です。

一方で、放し飼いやノラ猫への無責任な「エサやり」などが原因となり起こるふん尿被害や発情期の鳴き声などは、地域の快適な生活環境に影響を及ぼし、住民間のトラブルに発展してしまうこともあります。

近年、このような猫の飼育をとりまく相談が市保健所にも多数寄せられています。

本ガイドラインは猫の生態や習性を知り、猫を飼う時や接する時に知っておいていただきたい基本的なルールをまとめています。

本ガイドラインを通じて、猫を飼われているかたもそうでないかたも含め、本市にお住まいの皆さまが猫に対する理解を深め、ともに快適な生活環境で暮らすことができるよう願っています。

（※）環境省パンフレット「ふやさないのも愛」より



2 猫はこんな生き物です

活動

猫は夜行性の動物と思われてきました。しかし、猫は薄明薄暮性、つまり早朝の薄暗い時間や夕暮れに活動をする動物ということが研究でわかつてきました。飼い猫は規則正しい生活をしている場合、日中の方が活動性が高くなることもわかっています。

行動範囲

猫の行動範囲は、半径 50~500mくらいと言われていますが、ホームエリア（自分だけの場所）とハンティングエリア（共有の場所）を決めています。条件によっては、その 10 倍近い範囲で行動する猫もあります。エサや猫の頭数で行動範囲も変わります。

繁殖

オスは生後 6 か月程度で繁殖能力を備えます。通常、メスの発情に誘われて発情します。

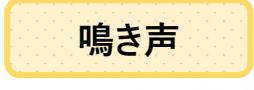
メスは生後 6 か月程度で繁殖能力を備えます。年に 2~4 回妊娠し、1 回に 4~8 頭出産します。猫は交尾の刺激で排卵するため、交尾によりほぼ 100% 妊娠し、妊娠期間は約 2 か月です。

寿命

飼い猫の平均寿命は 12 年から 15 年程度といわれていますが、最近では 20 年を超える長生きの猫もいます。ただし、ノラ猫は栄養不足、感染症、交通事故などで命を落とすことも多く、平均寿命は 4 年から 5 年程度といわれています。

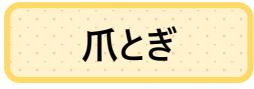
性格

気まで気まぐれなので、飼い主のいうことをすべて聞くということはありません。繊細な神経を持ち、急激な環境の変化や大きな音を嫌う傾向があります。



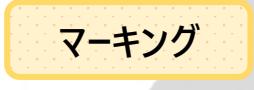
鳴き声

子猫が母親に甘えたり、大人の猫が発情期に鳴くことはありますが、通常、猫同士で鳴き声によるコミュニケーションはほとんど交わされず、警戒・威嚇・闘争の際に鳴き声を発します。また、人に対してはエサの催促などの意思表示にも使われます。



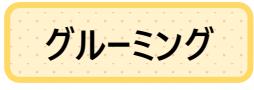
爪とぎ

リラックスしたとき、気分が高揚したときの他に、爪の新陳代謝やマーキングのためなどに行います。



マーキング

マーキングには人に安心や親愛の情をあらわすと考えられている「擦り付け」、縄張りや自分の強さを誇示する「尿スプレー」、「爪とぎ」などがあります。「尿スプレー」はオスだけではなくメスでもみられることがあります。なお、オスは去勢手術によって、多くの猫が尿スプレーをやめると言われています。



グルーミング

猫はきれい好きな動物なので、自分の体の汚れを落したり、自分の臭いを消すために、体を舐めたり前肢で顔を洗うような動作します。猫同士が舐めあうのは気の合った仲間であることを示しています。



トイレ

乾いた柔らかい土や砂地を好む傾向がありますが、市に寄せられる相談の中では、駐車場のアスファルトなどの上でふんをする例も寄せられています。気に入った同じ場所に繰り返し排せつすることが多いようです。

3 猫を飼う人の心構え

「動物の愛護及び管理に関する法律」や「青森県動物の愛護及び管理に関する条例」には、飼い主の守るべき事項が示されています。大事なことは、猫の習性を理解し猫に合った飼育環境を作ること、また、自分の飼い猫が近隣のかたに迷惑をかけないように飼育することです。さらに、飼い猫が寿命を迎えるまで責任をもって飼育すること（終生飼養）も飼い主としての努めです。

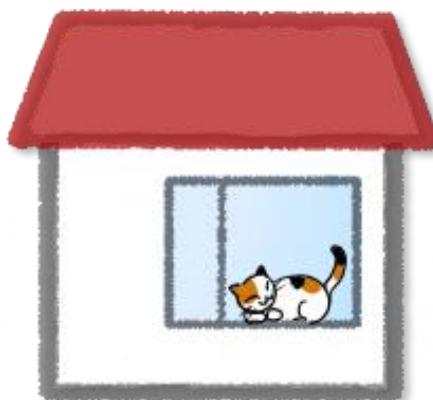
1 室内で飼うこと

猫を外に出すと家に帰られなくなり迷子になってしまったり、感染症などの病気にかかってしまうことがあります。そして最悪の場合、ケンカや交通事故でその命を失うこともあります。屋外は猫にとって危険がいっぱいです。



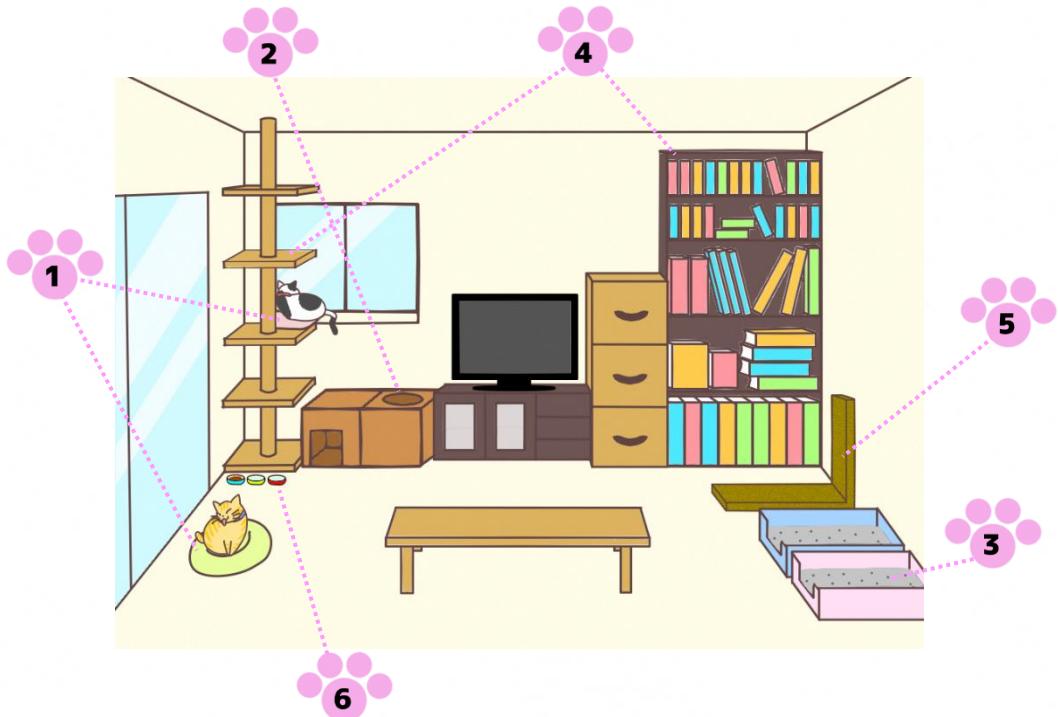
また、他人の敷地へ入りふんや尿をしたり、花壇や畑を荒らすことがあるほか、発情期特有の鳴き声の騒音が発生するなど、ご近所にお住まいのかたに迷惑がかかり、近隣トラブルになりかねません。

猫が家の窓からよく外を眺めているのは、外に出たいからではないかとか、家に閉じ込めてばかりいるのは猫にとって不幸なことなのではないか、と考えているかたもいるかもしれません、室内飼育の猫にとって窓の外を見ているのは、自分の縄張りを見張るためであったり、外にいる人や車、鳥などを見ているのが楽しいからであり、外に出たいわけではありません。猫にとって室内が快適であれば外に出なくても楽しく暮らしていくことができます。



なお、室内で飼育していても病気になることもありますので、日ごろから猫の健康管理について相談できるかかりつけの動物病院をもち、病気の予防のため定期的にワクチンを接種しましょう。

猫が室内で快適に過ごすことができるような工夫の主なもの



- 1 窓辺に柔らかな布などを敷いて、猫がくつろげるような場所をつくり、猫が外を眺められるようにする。
- 2 知らない人が来た時や突然の大きな音などの猫がストレスを感じた時に姿を隠せる場所を用意する。
- 3 猫はとてもきれい好きな生き物なので、やわらかくサラサラした材料で余裕のある大きさのトイレを静かで落ち着いた場所に用意し、常に清潔にしておく。
- 4 猫は高い所や立体的な移動を好むので、キャットタワーを設置したり、家具の配置を工夫するなど、猫が上下運動でき立体的に空間を動き回れるようにする。
- 5 猫はリラックスしたときなどに爪を研ぐ習性があるので、何種類かの爪とぎを試してみて、飼い猫が好むものを置いておく。
- 6 人の食事と同じものを与えることは猫の体に悪い影響を及ぼすことがあるので、猫用の栄養バランスの良いエサを与え、新鮮な水もいつでも飲めるようにする。

2 適正な頭数で飼うこと

猫が快適に過ごすためには、一定の広さや上下運動ができる高さ、身を隠す場所、飼い主と遊ぶ時間が必要です。

頭数が多くすぎると全ての猫の世話をするのが難しくなり、十分なエサや水を与えられず、ふん尿の掃除もできない状況となります。



このような環境になることは猫にとっても苦しく、場合によっては虐待ともなります。

ご近所の方々の生活への影響にも配慮し、自分が責任を持ってお世話ができる頭数だけを飼いましょう。

3 不妊去勢手術をすること

子猫はかわいい存在です。しかし、子猫を誕生させ、生まれた子猫全てに責任を持つことは簡単なことではありません。

適正な頭数を保ち、猫が快適に過ごすことができるよう「不妊去勢手術」をしましょう。

「不妊去勢手術」には次のようなメリットがあります。

【オスの場合】



- ・尿スプレーをしなくなる
- ・尿のにおいが弱まる
- ・発情期特有の鳴き声がなくなる
- ・喧嘩の衝動が少くなり性格がおだやかになる
- ・交尾による感染症や精巣の病気にかかるない

【メスの場合】



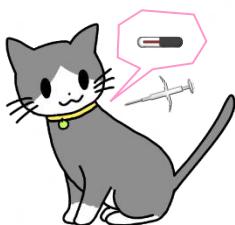
- ・望まれない不幸な子猫が産まれない
- ・発情期特有の鳴き声がなくなる
- ・性格がおだやかになる
- ・乳腺腫瘍などの病気のリスクをさげる
- ・交尾による感染症にかかるない

もしも子猫が産まれてしまった場合は、離乳するまで母猫に育ててもらい、ドライフードなどが食べられるようになってから新しい飼い主を探しましょう。母猫はかかりつけの動物病院に相談して不妊手術の時期を決めましょう。

4 飼い主が誰かをわかるようにすること

室内飼育をしていても、何かの拍子に猫が外に出てしまうことがあるかもしれません。猫は名前も住所も言えません。迷子になった時に備えて首輪をつけ、飼い主の連絡先などが書いてある迷子札をつけましょう。

もし飼い猫が逃げてしまった場合は、すぐに付近を探しましょう。外に出たことがない猫の場合、身を隠せる場所でじっとしていることがあるので、慌てず探してみてください。また、保健所や最寄りの交番に保護されていることもあるので、すぐに連絡をしましょう。



保健所では迷子の動物を収容した際には、マイクロチップの有無を確認しています。マイクロチップは獣医師が専用の器具で犬や猫の皮下にいれるもので、飼い主の特定につながるとても有効な方法です。迷子札やマイクロチップは災害発生時に飼い猫とはぐれてしまった場合も、飼い猫を探す強力な手がかりとなります。

マイクロチップは、直径 2 mm、長さ約 8~12 mm の円筒形をしています。一度体内に埋め込むと、脱落したり消失することはほとんどありません。チップには 15 桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取り、データベースに登録された情報を確認することで、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。猫の首輪は安全のため外れやすくなっているものもあるため、首輪に加えてマイクロチップを入れておけば、万が一のときも安心です。



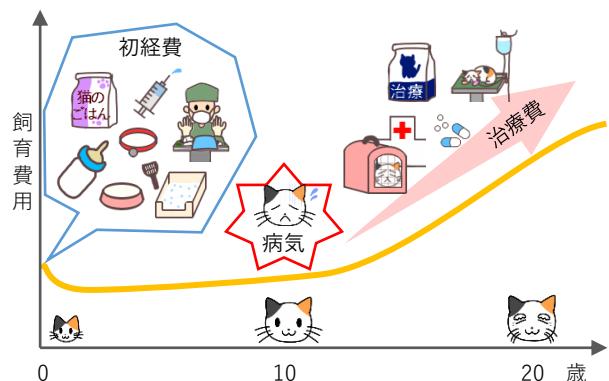
※マイクロチップの装着についてはかかりつけの動物病院にご相談ください。

5 寿命を迎えるまで飼うこと

動物を飼う場合、その動物の生涯に責任を持ち、寿命を迎えるまで愛情を持って大切に飼う必要があります。室内飼いの猫は15年以上生きることもあります。15年後、歳をとつて体の機能が低下した猫の世話を、自分や自分の家族ができるのかしっかりと考えなければなりません。

また、猫を飼育するには年間で16万円ほどのお金がかかるという調査結果があります。

猫の寿命を15年として計算すると、一生涯に240万円ほどかかります。20年では320万円になります。さらに、猫も歳をとると病気にかかることも考えられるので、飼育費用はだんだん増えていくことが予想されます。



※ペットにかける年間支出調査 2019 (アニコム損害保険株式会社調べ)

また、飼い主に何かあった場合、残されたペットは自力で生きていくことはできません。一時的な入院などの場合は、飼い猫をペットホテルなどに預けることも考えて飼育費用を用意しておきましょう。どうにもできないからといって、殺傷・遺棄・虐待すると刑事罰に問われることがあります。



猫の習性や本能、個性を十分理解し、愛情をもって寿命を迎えるまで飼うことが飼い主の責任です。だからこそ、飼い主に万が一のことが起きても猫が暮らしていくことができるよう、前もって預かってくれる人や飼育してくれる人を探しておきましょう。

猫を飼う前にチェック！

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| ・猫の習性や飼い方、寿命などの情報収集をしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫の飼養に必要なスペースや用品は準備できますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・エサ代、ワクチン代、不妊去勢手術代、ペット用品代などの費用は支払えますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫が病気になった場合、治療費は生涯にわたりきちんと支払えますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・毎日欠かさず、猫の世話に時間と手間をかけられますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・家族全員が猫を飼うことに賛成していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・将来介護が必要になるかもしれないことは理解していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・家族の中に猫アレルギーの人はありませんか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫を飼うことができる住宅ですか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・引っ越し、進学、就職、結婚などにより猫を手放すことはないですか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

ひとつでも「いいえ」があるなら、飼わないことも猫への愛情です。

ちゃんと飼えているかチェック！

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ・社会のルールやマナーを守り、周辺環境や近隣住民に迷惑をかけていませんか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫の嫌いなかたや苦手なかたに配慮して行動していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・迷子にさせないよう、戸締りはきちんとしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・首輪に迷子札をつけたり、マイクロチップを入れたりしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・不妊去勢手術はしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫が快適に過ごせる環境ですか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・十分な広さの飼養スペースや必要な設備、用品を整えていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・ふんや尿など毎日掃除していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・首輪などは古くなったら新しいものに替えていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・飼育場所に危険なところや、壊れているところはありませんか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・新鮮な水をいつでも飲める状態にしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・栄養バランスのとれた、年齢にあった食べ物を与えてていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・ワクチン接種や予防薬、寄生虫の駆除はしていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・猫の定期検診は受けていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・災害に備えて、ペット用の防災グッズを準備していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・ペットとの避難について、家族全員が理解していますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・飼えなくなった場合のことは考えていますか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

全部「はい」になるように頑張りましょう。

※環境省パンフレット「捨てず 増やさず 飼うなら一生」より

4 災害に備えて

地震や大雨など、近年は毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。災害が起きた時は猫との同行避難が原則です。最寄りの避難所や避難ルートを確認しておくなど、いざというときに慌てないようにしましょう。

避難所では多くの知らない人や動物と一緒に暮らすことを余儀なくされます。猫が苦手な方やアレルギーを持っている方もありますし、避難生活が長引く場合もありますので、緊急時の預け先を決めておくなど、日頃から準備をしておくようにしましょう。

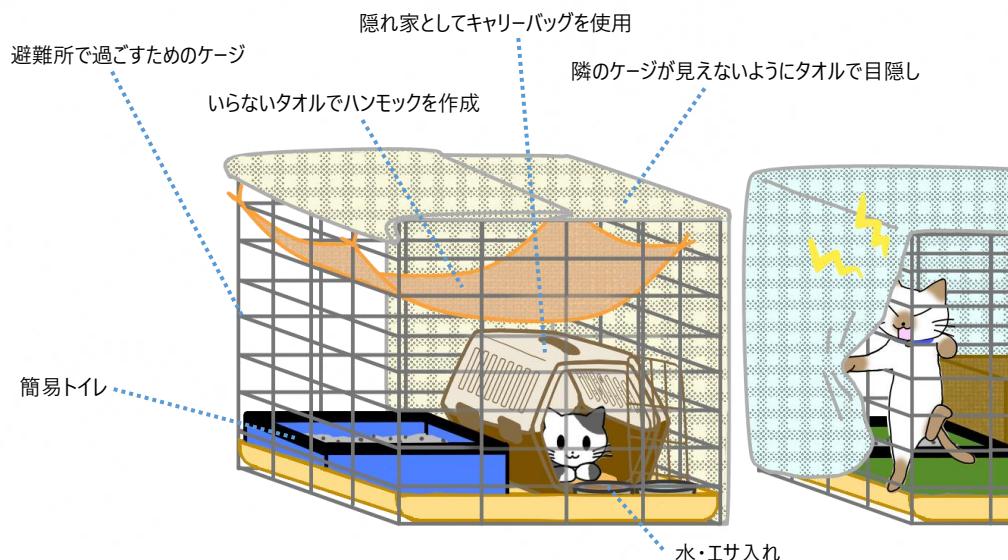
また、災害に備え、ペットの防災用品をしっかりと準備しましょう。

1 災害時の避難に必要なもの

- ・キャリーバッグ
- ・動物病院から処方されている薬
- ・水やエサ（最低1週間分）など
- ・猫用のトイレ
- ・避難所で過ごすためのケージ
- ・大きめの布やタオルなど



避難所での生活イメージ

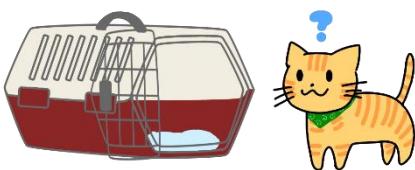


2 災害に備えたしつけ

いざ避難しようとしたときに、キャリーバッグに猫が入らないということが起こらないよう、日ごろからキャリーバッグに慣れさせておくことはとても大切です。キャリーバッグが動物病院に行くためのものではなく、猫にとって安心できる場所であれば、避難するときに猫のストレスを軽減することができます。

～キャリーバッグに慣れさせてみよう～

1



キャリーバッグは日頃から扉を開けた状態で部屋に置いておきましょう。猫のにおいがついたタオルなどを入れましょう。

2



猫が気にしているときは、無理にキャリーバッグに入れず、慣れるまではそのまま様子を見ましょう。

3



キャリーバッグが怖いものではないと覚えてもらうために、まずは近くでエサやおやつをあげてみましょう。

4



大好きなおもちゃで遊んでいるときに、キャリーバッグまで誘ってみるのも良いでしょう。

5



慣れてきたらキャリーバッグの中でエサをあげましょう。慣れるまでは扉は開けたままにしましょう。

6



キャリーバッグでエサを食べられるようになったら、扉を閉めてみましょう。最初はすぐに開けますが、閉める時間を少しづつ長くしてみましょう。

5 ノラ猫にエサをあげるのは....愛？

「かわいい」「かわいそう」だからといって屋外にいるノラ猫にむやみにエサを与えることは、多くの場合地域の衛生的な環境に影響を及ぼし、近隣にお住まいのかたとのトラブルの原因となり、結果として猫が悪者になってしまいます。

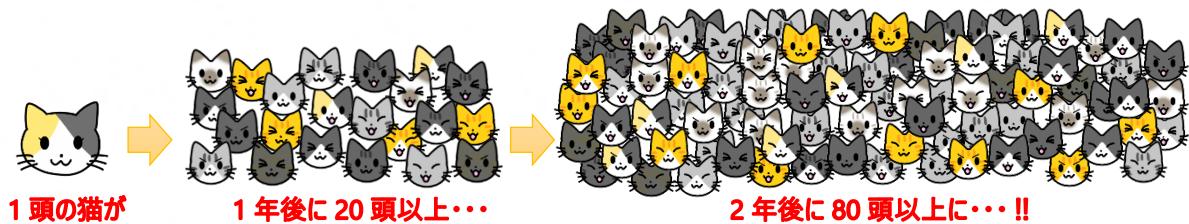
<無責任なエサやりで起こる被害>



ご近所のかたに迷惑がかかり、
猫は悪者になってしまいます !!



エサを与えることで猫が集まると子猫が生まれ、計算上は1頭の猫が2年で80頭以上に増えることになり、ひとりの人がきちんと世話ができる頭数をはるかに超えてしまいます。



生まれた子猫がどこでとても短い一生を終えている場合もあります。責任のないエサやりは猫への「やさしさ」や「愛」ではありません。

- 無責任な「エサやり」はしないようにしましょう
- 猫は室内で飼い、迷子札や首輪などをつけましょう
- 頭数が増えすぎないよう、不妊去勢手術をしましょう

ノラ猫でお困りのかたへ

ノラ猫がその地域でうろつくのは、生活の中心となる「安心できる場所」と「エサを食べる場所」があるからです。猫が隠れやすそうな場所がある場合は、物を片付けるなどして猫が居つかないようにしましょう。野生動物ではないノラ猫は、ほとんどが人からエサをもらっています。エサを与えている人がわかっている場合は、保健所までご連絡ください。



耳の先がV字にカットされたノラ猫を見かけたら、それは不妊去勢手術をしているという印です。そういった猫を見かけた場合はそっとしておきましょう。

また、保健所でノラ猫の駆除や捕獲は行っておりません。ノラ猫でお困りのかたは、猫が苦手なものを活用して対策をしましょう。

猫が苦手なもの

- ▶ 薄めた木酢液や竹酢液
- ▶ 市販の忌避剤
- ▶ どくだみの葉（葉っぱをつぶしたものや汁）
- ▶ 柑橘類やハーブの香り
- ▶ 唐辛子
- ▶ 砂利や軽石
- ▶ ネットや柵
- ▶ センサー感知式散水機や超音波発生器



※猫によって効果はさまざまです。いろいろ試してみてください。

6 保健所に勤務する獣医師から



7 むすびに

飼い主にとって猫と一緒に過ごしてきた時間はかけがえのない宝物であるものと思います。歳をとった猫は介護が必要になることもありますが、飼い猫が寿命を迎えるその時まで、ぜひ、愛情をもってお世話をしてくれましょう。

一方、放し飼いやノラ猫への無責任なエサやりは、快適な地域社会の環境に影響を及ぼすばかりでなく、猫を悪者にしてしまうことにつながります。

不妊去勢手術や適正な管理をしていくことにより、猫を飼っているかたもそうでないかたも安心して暮らしていくことができます。

猫で悩まされるかたや不幸な猫が減り、罪のない猫が悪者になることなく、人と猫がともに幸せに生活できるような「青森市」になることを願っています。

【参考】 猫に関する法律について

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

- 2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

第四章 都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。
(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。
(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したもの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（抜粋）

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
(所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
 - 二 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合
-

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する県及び県民の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する措置について必要な事項を定めることにより、県民の間に動物を愛護する気風を招来するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 飼い主 動物(哺^は乳類、鳥類又は爬^は虫類に属するものに限る。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合にあっては、その者)をいう。
- 二 飼い犬 現に飼養され、又は保管されている犬をいう。
- 三 係留 飼い犬を、固定した施設若しくは物件に鎖、綱等でつなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れ、かつ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれないようにすることをいう。

第二節 飼い主の遵守事項

(飼い主の遵守事項)

第七条 飼い主(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者を除く。以下この節において同じ。)は、その飼養し、又は保管する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正な管理が可能な範囲内の数とすること。
 - 二 種類、発育状況等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
 - 三 ふんその他の汚物、毛、羽毛等を適正に処理すること。
 - 四 動物に対するワクチンの接種その他の動物に起因する感染性の疾病的予防に関し必要な措置を講ずること。
 - 五 飼養し、又は保管するための施設は、種類、習性等を考慮したものとし、これを適正に維持管理すること。
 - 六 飼い主であることを明らかにするための措置を講ずること。
 - 七 逸走した場合には、自ら捜索し、捕獲すること。
 - 八 災害の発生により避難する場合には、安全を確保すること。
 - 九 哺乳類に属する動物を離乳前に譲渡しないこと。
 - 十 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。
- 2 飼い主は、やむを得ず動物を飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することができると認められる者に譲渡するよう努めなければならない。

青森市保健所 生活衛生課分室

〒039-3505

青森市大字宮田字玉水 119-1

青森県動物愛護センター内

TEL : 017-737-3551 / FAX : 017-737-3552

E-mail : seikatsu-eisei-bunshitsu@city.aomori.aomori.jp

令和3年3月発行